



議員提出第12号議案

大田区おとしより介護応援手当条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年11月29日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

荒尾大介

杉山公一

大田区おとしより介護応援手当条例

(目的)

第1条 この条例は、身体上又は精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある高齢者に、おとしより介護応援手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これら高齢者及び介護している家族の精神的及び経済的負担を軽減するとともに、在宅における日常生活を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、65歳以上の高齢者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に、現に引き続き6月以上住所を有すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号に規定する要介護3、同項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5と認定され、かつ、現に引き続き寝たきり又は認知症の状態にあること。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき2万円とする。ただし、受給資格者が東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）に基づく重度心身障害者手当（以下「重度心身障害者手当」という。）を受給している場合にあっては、当該重度心身障害者手当の支給期間における各月分として支給する手当の額は、1万円とする。

(受給資格の認定)

第4条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受

給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

（支給期間等）

第5条 手当は、認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が継続する間における各月分の手当は支給しない。

（1）規則に定める施設に入所し、又は入院したとき。

（2）第2条第2号に規定する要件を備えなくなったとき。

（支給の始期の特例）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつたと区長が認める場合であつて、当該事由が消滅したと区長が認める日から15日以内に認定の申請をしたときは、当該事由により認定の申請ができなくなった日の属する月から手当を支給する。

（支払期日）

第7条 手当は、毎月支払う。

（受給資格の消滅等）

第8条 受給資格は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

（1）死亡したとき。

（2）区内に住所を有しなくなったとき。

（3）手当の支給を辞退したとき。

2 偽りその他不正の手段により受給資格を取得した者があるときは、区長は、その者に係る認定を取り消すことができる。

（手当の返還）

第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当

該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 第5条第2項に該当するとき。
- (2) 第8条第1項第3号に該当するとき。
- (3) 住所又は氏名を変更したとき。
- (4) 重度心身障害者手当を受給するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項に該当するとき。

(状況調査)

第11条 区長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定に基づく申請及び認定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

65歳以上の高齢者が寝たきり又は認知症の状態になった場合、おとしより介護応援手当を支給することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。